



第17号様式（第20条関係）

大和郡山市産清許可 第 30123 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所	京都市伏見区南寝小屋町91番地
氏名	安田産業（株）
	代表取締役 安田 奉春

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証する。

平成30年3月22日

大和郡山市長 上田 清



記

- 1 許可の有効期間 平成30年4月 1日から
平成32年3月31日まで
- 2 事業の範囲
(1)取扱廃棄物の種類
一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び特定管理一般廃棄物を除く）

(2)処 理 区 分 収集及び運搬（積み替えを含まない。）
- 3 区 域 大和郡山市内
- 4 許可の条件
(1)市内所在地 大和郡山市柳町338番地1
(2)許可車両 下記の3台

1	京都800す9854	2	京都100は4444（食品 残渣の運搬のみ）	3	京都100あ4278（食品 残渣の運搬のみ）
4		5		6	
7		8		9	

- (3)その他許可条件 裏面記載のとおり

その他の許可の条件

- 1 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
- 2 収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 3 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 4 大和郡山市（以下「市」という。）外において収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
- 5 許可申請書及びその添付書類に記載した事項に相違した業を行わないこと。
- 6 市の処理施設への搬入については、市が指定する日時において行うこと。また、搬入については、係員の指示に従うこと。
- 7 運搬車の両側面には、業者の氏名（法人にあっては名称）、市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者である旨を表示すること。また、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。
- 8 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、関係省令並びに大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び大和郡山市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等、そして地元住民と交わした協定書等を遵守しなければならない。もし、地元住民等から苦情・要望等の申し出があった場合は、自らの責任において対処すること。
- 9 事業場ごとに帳簿を備え、毎月末までに、前月中における業務に関する必要事項の記載を終了し、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後これを5年間保存すること。また、業務に関する契約書台帳を整備すること。
- 10 許可申請書及びその添付書類に記載した事項の変更をしようとするときは、あらかじめ市長に届け承認を受けなければならない。
- 11 許可の条件のうち、一つでも違反した場合は、許可の有効期間にかかわらず許可を取り消すことがある。